

特別民間法人・特別法人の事務等に係る定期的検証

1. 定期的検証の概要

- 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）及び「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、特別民間法人及び特別法人については、当該法人の事務・事業の必要性等について、おおむね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表することとされている。

※厚生労働省所管法人では、両類型を合わせて12法人が対象

2. 個別の法人の見直しの状況

- 今般、前回の定期的検証からおおむね5年が経過したことを受け、改めて厚生労働省が所管している特別民間法人・特別法人について点検を行った。
- 平成29年度から令和3年度までの間に、例えば、次のような具体的な見直し等を行っている。
 - 労働災害防止団体（中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会）については、整理合理化委員会報告書を踏まえ、労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会を設置し、同専門委員会における指摘事項を踏まえ、経費節減等に取り組んだ。
 - 石炭鉱業年金基金については、年金受給者の手続等の利便性の向上と年金基金運営の迅速化と効率化を図るために、基金事務所を東京都千代田区から産炭地の北海道釧路市へ移転した。
 - 社会保険診療報酬支払基金については、社会保険診療報酬支払基金法改正に伴い、各都道府県の支部を廃止し、支部の有する権限を本部に集約した。
 - 国民年金基金連合会については、一部の届出についてオンラインによる申請を可能とし、一部簡素化した。また、内部監査のため「監査室」を設置するとともに、リスク管理を有効に機能させるため、連合会全体のリスク管理を統括する「リスク・システム管理室」を設置し、内部統制の強化のための体制整備を行った。

3. 今回の定期的検証の結果

- 特別民間法人及び特別法人については、2. のとおり具体的な見直しを実施してきたところであるが、今回改めて、12法人について、①必要性等・有効性（事務・事業の必要性、妥当性、有効性）、②執行体制の妥当性（監督体制の適格性、実施主体としての適格性）、③評価結果の総括（現状分析と今後の方向性）等の観点から評価を行い、厚生労働省ホームページにおいて公表した。
- 評価結果の総括としては、12法人について、今後も、2. に挙げるような随時の見直し等に加え、定期的に必要な見直しを行っていくこととしている。